

## 第6号様式（第19条関係）

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区芝田一丁目16番1号	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 角和夫 電話 06-6373-5031
---	--

主たる業種	普通鉄道業					細分類番号 412111
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで					
基本方針	平成22年度を基準に、平成23年度～平成25年度の温室効果ガス排出量を年平均1%以上削減する					
計画を推進するための体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委員を各部の部長・副部長、並びに各部の庶務担当調査役とする本部環境推進委員会					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業活動に伴う排出の量	17,538.3トン	15,916.0トン	トン	トン	-9.3 パーセント
	評価の対象となる排出の量	17,538.3トン	15,916.0トン	トン	トン	-9.3 パーセント
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	H23年度は新造車両3編成の導入に加え、回生車両を各駅停車に優先的に運用する等これまでの車両運用の変更を行い、大幅な削減を達成することができた。				
	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	車両	車両活動に伴う排出の量 (単位:走行距離car-10万km)	10.28	9.28		-9.73 パーセント
具体的な取組及び措置の内容	実績に対する自己評価	H23年度は新造車両3編成の導入に加え、回生車両を各駅停車に優先的に運用する等これまでの車両運用の変更を行い、大幅な削減を達成することができた。				
	年度	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考
	(23)年度	86.0 パーベント	86.0 パーベント	パーセント	パーセント	
(24)年度						
(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	早朝・深夜勤務のみ自家用車による出退勤を認めるものとし、自家用車を使用する際は、台数・使用日時を管理している。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記のとおり実施できている。				
	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0トン	0.0トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0トン	0.0トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0トン	0.0トン		
	グリーン電力証券等の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン		
合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	浜津市駅では、太陽光発電やLED照明等の環境施策により、CO2排出量を通常の駅の約60%に抑制し、残りのCO2についても、兵庫県内の森林整備の推進により生まれる環境オフセットクレジット(OFF-VER)を活用し、駅運営により排出されるCO2を実質的にゼロにしている。さらに、浜津市駅では、駅で実施している環境施策を駅利用者にわかりやすく説明するパネルを設置するなど、環境啓発にも取り組んでいる。また、当社主催の工場開放イベント等においても、オリジナルキャラクターシーなどを媒体として実施した環境啓発の取り組みを継続して行う。					
特記事項	平成23年度より京都本線の西院～河原町間の地下道、烏丸駅、河原町駅の駅舎及び両駅を結ぶ地下通路の照明機器について一体的にLED化を行い、消費電力削減を図る(環境省委託事業 チャレンジ25)。事業期間(予定) 平成23年～平成29年度。					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。